特別区
社会福祉事業団

ー令和10年4月採用選考試験説明会ー

■社会福祉事業団とは
民間の社会福祉法人と違い、自治体が主体となって立ち上げた社会福祉法人。

■主な仕事
「特別区人事・厚生事務組合(※)」が設置した社会福祉施設の管理・運営。
※東京23区（特別区）が共同で処理する事務を行う特別地方公共団体。



更生施設とは
生活保護法に基づく単身世帯の入所施設です。身体上・精神上の理由で生活支援が必要な生活保護受給者を対象に、地域生活の再スタートに向けた相談・支援を行っています。



自立支援センターとは
東京都と23区の協定に基づく入所施設です。仕事と住居を失った方の自立を図るため、健康状態の把握や求職活動のサポートなどの支援を行っています。利用期間は原則６ヶ月です。

宿所提供施設/宿泊所とは
[宿所提供施設]
生活保護法に基づく入所施設です。DV や罹災等、様々な理由で住居を失った生活保護を受給する家族・単身世帯を対象に住居を提供し、地域生活の再スタートに向けた相談・支援を行っています。利用期間は原則３か月です。

[宿泊所]
社会福祉法に基づく入所施設です。住宅や生活に困っている世帯に対して、低額な使用料で住居を一定期間提供し、住宅の確保や生活の立て直しの相談等の支援を行っています。宿所提供施設との大きな違いは、生活保護を受給していなくても利用できる点です。



母子生活支援施設とは
児童福祉法に基づく入所施設です。１８歳未満の子どもを養育する母子世帯を対象に、母と子、それぞれに合わせた生活相談・自立支援を行っています。利用期間は原則２年間です。



多種多様な種別の施設を運営

福利厚生が充実しており、プライベートを大切にできます

異動はすべて東京２３区内なので安心！

対象 当法人への就職を検討されている方【早期選考実施】
福祉業界に興味のある方
※詳細は募集要項参照

日時 12/12（土）9:30～11:30

定員 20名

申込〆切
12/9（水）まで

内容 **①採用試験の概要について　②作文試験・面接試験について　③質疑応答**
説明会当日は、採用担当課長および現場で働いている職員も参加いたします！
試験のこと、職場のこと、お気軽に聞いてください♪

場所 更生施設　塩崎荘
※お申し込み後、詳細をお伝えします

服装持ち物 軽装
筆記用具

申込 法人公式LINEから

申込はコチラ

お問い合わせ
社会福祉法人　特別区社会福祉事業団
東京都江東区塩浜2-5-15　新塩崎荘２階
TEL：03-6666-1046（担当：秋葉・松野）
MAIL：saiyo-koho@arrow.ocn.ne.jp